

仙台市立宮城野小学校PTA会則

第一章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、仙台市立宮城野小学校PTA（以下「本会」という。）と称し、事務局を同校内に置く。

(組織及び会員)

第2条 本会は、同校在学児童の保護者（児童の父母、またはこれに代わる者。以下同じ。）及び同校教職員（以下「正会員」という。）並びに本会の趣旨に賛同する者（以下「賛助会員」という。）をもって組織する。

2 正会員（教職員を除く。）は、一家庭を一会員とする。

3 会員は、本会の活動にあたり、平等の権利と義務を有する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の協力により、同校児童の福祉を増進し、健全な育成を図るとともに、学校教育及び社会教育に寄与し、民主教育の推進を図ることを目的とする。

第二章 活動

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童の保護及び学習奨励援助
- (2) 児童の健全育成
- (3) 教育施設及び教育環境の充実
- (4) 会員相互の教養研修
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

2 本会の事業において、宗教又は政党活動に与する行動はできないものとする。

第三章 役員・組織

(役員構成)

第5条 本会の事務局に次の役員を置く。

- (1) 本部役員
- (2) 監事

(本部役員)

第6条 本会の運営に必要な活動を行うため、次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名（うち1名を教頭とする。）

(3) 事務長 1名（ただし、会長が必要と認める場合は、副事務長を置く。）

(4) 会計 2名以上（うち1名は教職員とする。）

(5) 庶務（書記を兼ねる。） 会長が必要と認める人数

（会計監査）

第7条 本会の健全な活動を維持するため、会計を監査する監事を置く。

2 監事は2名とし、総会で決する。

（役員の職務）

第8条 本部役員の主な職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等がある場合は、その職務を代行する。

(3) 事務長は、本会の事務を掌理する。

(4) 副事務長は、事務長を補佐し、事務長に事故等がある場合は、その職務を代行する。

(5) 会計は、本会の会計事務を掌理する。

(6) 庶務は、本会の会務について記録し、会務に従事する。

2 監事の主な職務は、次のとおりとする。

(1) 本会の会計事務を監査する。

(2) 会計事務の監査結果について、総会に報告する。

(3) 前号の報告のため、特に必要と認める場合は、総会の招集を請求する。

（役員の選出）

第9条 役員は、本会の正会員から選出し、総会において決する。

2 役員の選出にあたり、本会に役員候補者推薦委員会を設けることができる。

なお、当委員会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（任期）

第10条 役員の任期は1年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

2 期中に役員に欠員が生じた場合、会長は、正会員から新たに役員を指名し、決することができる。

なお、当役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条により、役員が決しない場合は、前2項の規定によらず、役員が決するまでの間を上限として、会長が必要と認める期間を任期とすることができる。

（参与及び顧問）

第11条 本会には、参与及び顧問を置くことができる。

2 参与は、学校長とする。

3 顧問は、総会に諮り会長が委嘱する。

4 参与は本会の会務運営に参画する。

5 顧問の任期は1年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

(組織の構成)

第12条 第4条の事業を行うため、本会に次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 常任委員会及び特別委員会

第四章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、本会の最高議決機関として、全会員により構成する。

(総会の種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の場合に開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めるとき
 - (2) 全会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示し、事前に通知しなければならない。
- 3 会長が必要と認める場合は、前2項に規定する招集によらず、書面（電磁的記録等を含む。以下同じ。）により総会を開催することができる。

(総会の審議)

第16条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他の重要事項
- 2 総会の議長は、会員から自薦により選出するものとする。
ただし、自薦する会員がない場合は、会長が会員（本部役員を含む。）から指名することができる。

(総会の定足数)

第17条 総会は、全会員の2分の1以上の出席により、開催できるものとする。

ただし、会員が委任状又は議決権行使書（以下「委任状等」という。）を提出した場合は、出席とみなすことができる。

2 書面により総会を開催する場合は、委任状等の提出を以って出席とする。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席した会員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 第15条第3項により開催した場合は、書面により議決することができる。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状等を提出した会員を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会の出席者1名以上の署名を受けなければならない。

第五章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第20条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関として、本部役員及び参与並びに以下の委員会等から会長が指名し、委嘱された委員により構成する。(以下「構成員」という。)

- (1) 常任委員会（学年部・専門部）
- (2) 地区長会

2 運営委員会は、構成員以外の会員に対し、出席を要請し、意見を述べるなどの協力を求めることができる。

ただし、構成員以外の会員は、議決権をもたない。

(運営委員会の招集)

第21条 運営委員会は、役員会にて必要と認めた場合は、会長が招集する。

2 会長が必要と認める場合は、前項に規定する招集によらず、書面により開催することができる。

(運営委員会の定足数)

第22条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

2 書面により総会を開催する場合は、委任状等の提出を以って出席とする。

(運営委員会の審議事項)

第23条 運営委員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) 臨時総会の開催に関する事項

- (4) 年間計画及び予算案に関する事項
- (5) その他議会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の議決)

第24条 運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 第21条第2項により開催した場合は、書面により議決することができる。

第六章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、本会の運営と活動が円滑かつ適正に行われるよう、執行部としての会務を担うものとし、本部役員及び参与をもって構成する。

(本部役員会の招集)

第26条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(本部役員会の審議事項)

第27条 役員会は、会長が議長を指名し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営委員会に付議すべき事項
- (2) 総会又は運営委員会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) 運営委員会の開催に関する事項
- (4) その他議会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第七章 常任委員会、地区長会及び特別委員会

(常任委員会の構成)

第28条 常任委員会には、学年部・専門部を置く。

(学年部・専門部の構成)

第29条 各部は、本会の活動を円滑に運営するため、第4条の事業に沿って活動するものとし、正会員から選出し、会長が委嘱した部員により構成する。

- 2 各部員の任期は1年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

(地区長会の構成)

第30条 各会は、本会の活動にあたり、本校学区内の各地区（子供会又はこれに類する組織を単位とする。）との連絡提携を目的として、各地区から選出され、会長が委嘱した者（以下「地区長」という。）により構成する。

- 2 地区長の任期は1年とし、毎年改選する。ただし、再任を妨げない。

(特別委員会の招集)

第31条 会長は、第4条の事業を行うため、必要があると認めただ場合は、特別委員会を招集することができる。

第八章 会計

(経費)

第32条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第33条 会員は、以下の会費を本会の指定する方法により納入するものとする。

- (1) 一般会費 年額 2,500円
- (2) 臨時会費(会長が必要と認め、総会に諮り決した場合に限る。)
- 2 前項第1号の一般会費については、本校の学期毎に納入する。
- 3 転校等の理由により、各学期中に本会に入会又は退会する場合は、第1項第1号に規定する金額を減じることができる。
なお、その場合の第1項第1号の一般会費の納入又は既納入金の返金に関して必要な事項は、会長が別に定める。
- 4 前3項について、その業務の一部又は全部を仙台市立宮城野小学校に委託することができる。

(事業年度及び会計年度)

第34条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第35条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第36条 本会における収入及び支出は、すべて本会の予算に編入しなければならない。

- 2 会計は、会計年度ごとに決算を締め、収支計算書等(以下「決算書」という。)を作成するものとする。
- 3 前項の決算書は、定期総会にて報告し、承認を得なければならない。

第九章 個人情報

(個人情報の取扱い)

第37条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「仙台市宮城野小学校PTA個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第十章 雑則

(作業部会の設置)

第38条 会長は、第4条の事業を行うため、必要があると認めた場合は、本会の正会員から指名し、委嘱する部会員により構成する作業部会を置くことができる。

(委任)

第39条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別

に定める。

附 則

この会則は、昭和31年11月10日から施行する。

昭和59年 4月28日 一部改正

昭和62年 2月28日 一部改正

平成18年 4月29日 一部改正

平成21年 4月25日 一部改正

平成27年 4月22日 一部改正

平成29年 4月22日 一部改正

令和 3年 4月28日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正